

事務連絡  
令和2年4月21日  
一部改正  
令和2年5月8日  
一部改正  
令和2年6月19日

各地方運輸局自動車交通部  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部 各位  
沖縄総合事務局運輸部

自動車局旅客課  
貨物課

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた  
タクシー事業者による有償貨物運送について

タクシー事業者は地域公共交通として重要な役割を担うが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等に伴い旅客輸送需要が激減し、経営維持が困難な状況にある。また、店内での営業の自粛が行われている飲食店等においては、飲料・食料等の配送に係るニーズが増加しているところである。

こうした状況を踏まえ、原則として新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく今般の緊急事態宣言期間に調整期間を加えた期間、タクシー事業者の安全管理能力等も踏まえ、タクシー事業者が一定の条件の下において有償で貨物運送を行うことを特例的に認めることとし、道路運送法第78条第3号に基づく許可の運用を下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 対象事業者

以下の（1）及び（2）に該当するタクシー事業者であること。なお、（1）については、申請時に旅客輸送の需要が減少していることを証する書類及び従業員の雇用継続を証する書類の提出を求めることにより確認することとする。

- (1) 旅客需要減少下においても従業員の雇用の維持に努力し事業継続に取り組んでいること。
- (2) 体温測定を含む点呼など、乗務前の運転手の健康管理を適切に行っていると認められること。

## 2. 貨物の種類、積載方法等

- (1) 運送する貨物の種類は、店内での飲食等の提供を自粛している飲食店等から運送の委託を受けた飲料、食料など、公共の福祉を確保するためやむを得ないものとして、運輸支局長が認めるものとする。また、審査に当たっては、運送の委託を行う荷主が、トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書の添付を求めることとするが、これについては、タクシー事業者が作成して良いこととする。なお、事前の添付が難しい場合は、事後の提出でも構わないこととする。
- (2) 運送する貨物の数量はトランク内に収容可能な範囲内とし、積載場所はトランク内に限ることとする。ただし、次の事項を遵守することを前提として、冷房が効いたタクシー車両の座席スペースに積載することが食品衛生上適当であると考えられる食料等については、座席スペースに積載することができるものとする。
  - ① 座席スペースに積載する場合は、冷房を効かせる、直射日光を遮断する等の所要の温度管理に係る措置を講じること。その際、車内と外気の温度差が大きくなり過ぎないように調整するなど運転者の労働環境に適切に配慮すること。
  - ② 座席スペースに積載する場合であっても、食料等を保冷ボックス等に入れるなどして適切な温度管理を行うこと。
  - ③ 食料等を入れた保冷ボックス等については、荷崩れが発生しないよう、ベルトによる固定や、一定の固定された積載場所に据え置く等の措置を講じること。
  - ④ 旅客から苦情等の申告があった場合には、迅速に改善措置を講じるとともに、運輸支局へ通知すること。
- (3) 食料等を運送する場合には、荷主である飲食店等の指示や、食品衛生当局が発信する情報等を踏まえ、適切な衛生管理を行うことにより、食中毒の防止に努めることとする。

## 3. 対象地域

本特例の対象地域は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき緊急事態宣言が発令されている地域（5月8日時点：47都道府県）とし、申請者が貨物運送を行う区域は、許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内に限定することとする。

#### 4. 許可期間

- (1) 許可を行う期間は、令和2年9月30日（水）までとする。ただし、社会・経済情勢等を踏まえ、期間の延長もあり得るものとする。
- (2) 令和2年5月13日までの間に本特例による許可を受けた事業者が当該期間後も本特例による貨物運送を継続しようとする場合は、(1)を超えない範囲において本特例による貨物運送を引き続き実施する期間を記載した書面の提出を求め、期間を更新した許可証を発行することとする。この場合において、許可証が事業者に着し次第速やかに従前の期間に係る許可証を返納するよう求めることとする。

#### 5. その他

- (1) 有償貨物運送に係る貨物がトラック事業者により運送することがより適当であると考えられる場合は、許可を行わないこととする。
- (2) タクシー事業者は旅客の運送が本務であることから、旅客運送の需要が増加したと認められる場合には、有償貨物運送を中止し、旅客運送事業に注力するよう促すこととする。
- (3) 貨物運送中は車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示することとする。
- (4) 旅客と貨物を同時に運送することはできないこととする。
- (5) 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めることとする。
- (6) 個別・具体の事情により、必要に応じて、許可条件に更なる限定を付す、又は許可を取り消す措置を講ずることとする。
- (7) 本特例による許可及び期間の延長等の手続については、地域の実情も踏まえつつ、原則として郵送等の事業者が窓口を訪問しない方法により行うこととする。
- (8) 4.(2)の場合のほか、許可を受けた内容に変更が生じる場合には、事前に変更の内容を記載した書面を提出することとする。
- (9) 本特例による許可証については、本特例の対象期間の終了後速やかに返納を求めることとする。
- (10) 社会情勢の変化等を踏まえ、本特例の運用を見直す場合がある。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた食品等の有償運送に係る  
道路運送法第78条第3号による許可申請書

令和2年 月 日

運輸支局長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者 印

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による輸送需要減少下において事業を継続するとともに、食料品等の輸送需要に応えるため、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車を有償で貨物運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、事前に届け出ます。

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	別紙のとおり
一般乗用旅客自動車運送 事業に係る許可番号	
運送しようとする期間	
運送しようとする貨物の 種類及び数量	
運送しようとする区域 (営業区域内)	

<添付書類>

- 旅客輸送の需要減少を証する書類
- 従業員の雇用継続を証する書類
- トラック事業者ではなくタクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書



# 有償運送許可証

令和2年 月 日 運輸第 号

運輸支局長 印

氏名又は名称	
自動車登録番号 又は車両番号	
一般乗用旅客自動車運送 事業に係る許可番号	
有償運送許可期間	
運送する貨物の 種類及び数量	

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。  
(条件に違反した場合等には許可を取り消す場合があります。また、その他社会情勢の変化等に応じて当該許可に更なる条件を付す場合があります。)

## 条 件

1. この許可証は、自動車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. 本許可による貨物運送を実施している間は、この許可証とは別途車体前面に「貨物」と表示した表示板を掲示すること。
3. 貨物はトランク内に限って積載すること。ただし、事務連絡(※)2.(2)ただし書を遵守して座席スペースに積載する場合は、この限りでない。
4. 貨物運送は、既に許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業に係る営業区域内において行うこと。
5. 貨物及び旅客を同時に運送しないこと。
6. 貨物運送中に旅客から乗車の申し出があった場合には、運転者は営業所に連絡し、配車等を行うよう努めること。
7. この許可証は、許可期間が過ぎたときは、郵送等により速やかに返納すること。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について(令和2年4月21日付事務連絡)

旅客輸送の需要減少を証する書類（例）

令和2年 月 日

住所  
氏名又は名称  
代表者

印

申請直前期における運送収入	前年同期における運送収入
例：令和2年3月の運送収入 約〇万〇千円	例：平成31年3月運送収入 約〇万〇千円
例：前年同期比〇%の減少	

※期間は1週間単位などでも差し支えない。

※需要の減少が証明できれば輸送人員（人）や実車キロ（キロメートル）などでも差し支えない。

従業員の雇用継続を証する書類（例）

住所  
氏名又は名称  
代表者

印

宣 誓 書

1. 当社の令和2年1月末（例：今般の新型コロナウイルス感染症の影響による需要減少以前の時点であれば異なる時点でも差し支えない）時点における従業員数は○人、うち運転者は○人です。
2. 当社は、上記の運転者を含む従業員について、懲戒解雇や自己都合退職の場合（例：需要減少以外のやむを得ない特別な事情があれば記載）を除き、雇用を継続しており、今後も雇用調整助成金等の支援も活用しながら雇用の維持に努めます。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和2年 月 日



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた食品等の有償運送に係る  
道路運送法第 78 条第 3 号による許可期間の延長について

令和 2 年 月 日

運輸支局長 殿

住所  
氏名又は名称  
代表者 印

道路運送法第 78 条第 3 号の規定による許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車について、引き続き有償で貨物運送の用に供したいので、貨物運送を実施する期間の変更について次のとおり提出します。

許可を受けた有償運送に係る許可番号	令和 2 年 月 日	運輸第 号
運送しようとする期間 (旧)	令和 2 年 月 日から 令和 2 年 月 日まで	
運送しようとする期間 (新)	令和 2 年 月 日から 令和 2 年 月 日まで	

(備考)

- ※延長する期間は、令和 2 年 9 月 30 日を超えない範囲において設定してください。
- ※期間以外の申請内容に変更が生じる場合は、別途事前に変更の内容を記載した書面を提出してください。なお、本様式に追記するなど期間の延長と同時に提出を行っても差し支えありません。
- ※新たな期間が記載された許可証を受け取った場合は、郵送により速やかに従前の許可証を返納してください。

## 新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた タクシー事業者による有償運送について (Q & A)

### 1. 対象となる輸送品目は、食料・飲料に限定されるのか。

A) 今回の措置は、店内での飲食を営業自粛している飲食店等におけるニーズを踏まえ、主に調理された料理等のデリバリーを想定しています。その他の品目等については、宅配事業者に委託できない事情やニーズ等を踏まえ、個別具体的に判断いたします。

### 2. 運賃・料金はどのように決めるのか。

A) 依頼主である飲食店とタクシー事業者で相互に話し合い決定したものを収受していただくこととなります。

### 3. 許可を受けた期間以降も有償運送を行うにはどのようにすればよいか。

A) 所定の様式により許可期間を変更する旨を書面により提出を行い、許可証の交付を受けて下さい。

### 4. 緊急事態宣言が解除となった場合、有償運送を行うことはできるのか。

A) 5月8日時点で緊急事態宣言が出されている都道府県においては、9月30日まで期間を延長することとしています。なお、緊急事態宣言が解除されても許可期間までは有効となります。また、緊急事態宣言の解除後であっても9月30日までの期間内であれば新たに許可を受けることも出来ます。

### 5. 貨物運送中の車体前面に「貨物」の表示する方法はどうすればよいのか。

A) 素材や作成方法に定めはありませんが、表示通達を参考にしながら、スーパーサインを隠して、外から見やすいように表示してください。

## 6. 貨物の置き場所が原則、トランクスペースに限定されているのはなぜか。

A) 衛生面や、事故防止等の観点から、トランクスペースに積載いただくことを想定しています。また、運送を実施する場合はトランクスペースを清潔するとともに、保温・保冷のための専用のケースを用意するなど工夫してください。ステーションワゴンタイプの車両など、トランクスペースが構造上分離していない場合も同様です。

ただし、エアコン等による適切な温度管理や、ベルトの固定等の荷崩れ防止など、一定の条件下では、座席スペースによる積載をすることが可能です。詳細は事務連絡をご参照ください。

## 7. 旅客と貨物を同時に運送することはできないのか。

A) 今般の特例においては、旅客と貨物を同時に運送することはできないこととしています。

## 8. タクシー事業者に運送を依頼することとなった理由書とは具体的にはどのようなことか。

A) 飲食店が宅配事業者等への委託を打診したが、十分な輸送力が確保できないなど、タクシー事業者に頼まなければ運送できない等、タクシー車両による運送が必要となった内容を記載してください。

## 9. 申請した際と貨物の種類や数量に変更があった場合はどのように対応すればよいか。

A) 許可証に記載してある内容に変更があった場合は、変更する内容を事前に届出することとなりますので、運輸支局へ相談してください。

## 10. 支局窓口の訪問を控えたいが、手続はどのように行えばよいか。

A) FAX、メール等による事前審査、郵送による申請書の正式提出・許可証の送付など、可能な範囲で柔軟に対応します。具体的手続の進め方については運輸支局まで電話等によりご相談ください。

11. 事業実績をどのように整理すればよいか。

- A) 収支についてはタクシー事業と区分経理することとし、貨物運送中はタクシーメーターを実車扱いせずに運用してください。